

ブリーフィング資料: インドの高等教育・質保証制度

Briefing on India: Higher Education and Quality Assurance Systems

目次

1. 高等教育制度の概観.....	1
1-1. 高等教育制度を巡る連邦と州の関係	2
1-2. 学校教育制度と教育課程の種類	2
2. 高等教育機関の種類・設置.....	4
2-1. 高等教育機関の基本構成.....	4
2-2. 高等教育機関の種類.....	5
3. 高等教育の質保証制度等	10
3-1. 質保証制度の概略	10
3-2. 高等教育機関のランキング	14
参考文献.....	15

本資料は、インドの高等教育機関の種類等の高等教育制度の概観と質保証制度を概説するものです。

インドの教育制度は、連邦政府、各州政府によって異なる場合があること、また、制度があっても運用の状況にはばらつきがあり、現場の状況は複雑であることがうかがえます。掲載内容は、主に連邦政府の制度情報(インド連邦政府教育省や連邦政府の下に置かれる規制機関等のウェブサイト等からの取得情報、2024年11月11日時点)からまとめています。

本資料の作成に当たっては、びわこ学院大学教育福祉学部の渡辺雅幸准教授よりご助言・ご協力を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

なお、本資料の内容を含め、インドの教育制度及び高等教育の質保証制度についてまとめた資料(「インドの高等教育・質保証システムの概要」)の刊行を2025年度に予定しています。

2025年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

1. 高等教育制度の概観

1-1. 高等教育制度を巡る連邦と州の関係

インドは連邦共和制国家であり、連邦を構成する各州は立法権を含め大幅な自治権を有している。1949年の憲法制定時、大学を含む教育は、州政府管轄事項と規定され、その後、1976年の憲法改正時に連邦と州政府の共管事項となった。州によって一部で異なる教育制度が採用されているが、これは連邦制の下、言語をはじめ、各州の社会・経済的な実情に応じた教育制度が採用されてきたためである。連邦は、無償義務教育に関する子どもの権利法や、規制機関に関連した法令等を定めているが、実際の教育制度を規定する法令は、州ごとに制定される。

大学については、国立大学は連邦法によって設置されるが、州立大学及び私立大学は、州議会が制定する大学設置に関する法令によって設置される。

1-2. 学校教育制度と教育課程の種類

インドの教育は、就学前教育、初等教育(初等学校における前期初等教育、上級初等学校における後期初等教育)、中等教育(主に、中等学校における前期中等教育、上級中等学校における後期中等教育)、高等教育(一般教育、技術・職業専門教育)で構成される。

各教育段階の修学年数は、初等教育が8年(5年制の初等学校とそれに続く3年制の上級初等学校)、中等教育が4年(2年制の中等学校とそれに続く2年制の上級中等学校)、高等教育の学士課程が通常3年となっている(表1)¹。義務教育は、6歳から14歳の8年であり、この期間を5年制の初等学校とそれに続く3年制の上級初等学校としている州が多いが、これと異なる州もみられる。上級中等学校の課程を修了した者(ただし上級中等学校の最終学年の終了時に課せられる修了試験に合格した者)には、高等教育の学士課程への入学資格が認められる。

高等教育機関は、大学／大学レベルの機関(Universities/University level institutions)、カレッジ(Colleges)、主に技術・職業専門教育を行う独立型機関(Stand-alone institutions)に大別される。ポリテクニク等の独立型機関で提供される技術・職業専門教育には、中等教育レベルから大学院レベルまで様々なレベルの課程がある。

¹ 1947年の英国からの独立以来、初等教育、中等教育の修学年数の統一化が図られてきたが、現在も修学年数の異なる州がある。中等教育(前期・後期)は、初等教育を8年とする州では4年(中等学校2年+上級中等学校2年)、7年とする州では5年(中等学校3年+上級中等学校2年)である。

なお、インドの教育制度は「10+2+3」制と表されることが多い。これは1968年の国家教育政策において掲げられたもので、10年間の学校教育(初等教育、上級初等教育、中等教育)、2年間の上級中等教育、及び3年間の高等教育を意味する。上級中等教育が学校教育に含まれず「+2」とされているのは、州によって上級中等教育を学校教育ではなくカレッジ(高等教育)で行っているケースがあるためである。さらに1986年の国家教育政策では、学校教育における初等教育、上級初等教育、中等教育の修学年数をそれぞれ5年間、3年間、2年間に統一化することが掲げられた。

2020年7月に人的資源開発省(Ministry of Human Resource Development: MHRD、現・教育省)が発表した、34年ぶりの国家教育政策となる「国家教育政策2020(National Education Policy 2020: NEP2020)」では、2040年を目標年次として、学校教育制度、高等教育制度、高等教育の質保証を含めた様々な見直しを提言されている。学校教育制度に関する改革目標として、就学年齢の早期化、各教育段階の修学年数の変更、義務教育機関の変更等が掲げられた。現在、NEP2020の実施に向けた検討・準備を連邦政府及び各州が進めている段階にあるとみられる(※改革の進捗状況等については調査中)。

MHRD. (1968). *National Policy on Education 1968*. 4. (17).

MHRD. (1998). *National Policy on Education 1986 (As modified in 1992) with National Policy on Education, 1968*. 3.3. 文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):インド」

Briefing on India: Higher Education and Quality Assurance Systems

表1: 主な教育課程の種類・標準的な修学年数等※1

主な教育課程	標準的な修学年数	代表的な教育機関	取得できる資格
就学前教育	1～3年	幼稚園	—
初等教育[義務教育] ・ 前期初等教育 ・ 後期初等教育	5年 3年	初等学校 上級初等学校	— 初等学校修了証(通算8年)
中等教育 ・ 前期中等教育 ・ 後期中等教育	2年 2年	中等学校 上級中等学校	中等学校修了証(通算10年)※2 上級中等学校修了証(通算12年)※2
技術・職業専門教育※3 ・ 当該職種に関する職業教育 [中等教育レベル] ・ サーティフィケート [後期中等教育、中等後・非高等教育レベル] ・ ディプロマ [中等後・非高等教育、短期高等教育レベル] ・ ポスト・ディプロマ [ディプロマ後の課程(※レベルは不明)] ・ ポスト・グラデュエートディプロマ [修士レベル]	1年または2年 9か月未満 9か月未満から 3年程度 1.5年または 2年 1～2年	産業訓練機関 独立型機関 独立型機関 独立型機関 独立型機関	当該職種の国家資格(National Trade Certificate) Certificate Diploma Post Diploma Post Graduate Diploma
高等教育(主に学術系教育)※4 ※5 ・ 学士 ・ 優等学士※6 ・ 修士※7 ・ 研究修士 ・ 博士	3～5.5年 3～4年 2年 1～2年 3年以上	大学、カレッジ 大学、カレッジ 大学、カレッジ 大学、カレッジ 大学、カレッジ	Bachelor Bachelor of Honours Master Master of Philosophy (M.Phil.) Ph.D.

<注記>

- ※1 各州の法制度や実情等に応じ、実際には本表記載以外の課程や教育機関種が存在したり、修学年数等が異なる場合がある。初等教育、中等教育の修学年数については、多くの州で採用されている年数を記載している。
- ※2 「中等学校修了証(通算10年)」及び「上級中等学校修了証(通算12年)」は総称であり、実際の名称は、修了証取得のための試験の実施機関によって異なる。
- ※3 インドの技術・職業専門教育は、主に、高等教育機関として分類される独立型機関(ポリテクニク等)で行われるが、中等学校修了者を主な対象として各職種に関する職業訓練を実施する産業訓練機関(Industrial Training Institutes: ITI)でも行われる。ほかにも、中等学校、上級中等学校に一般教育(general education)のコースに加えて、職業教育系のコース(vocational stream programmes)が置かれたり、大学、カレッジでも職業教育志向の学士課程(Bachelor of vocational education)や修士課程が置かれる場合がある。また、インドの技術・職業専門教育は分野や課程により中等教育レベルから大学院レベルまで様々なレベルがあり、[]で付記した情報は以下の文献に依拠した。
Government of India. (2014). *Indian Standard Classification of Education (InSCED)*.
- ※4 カレッジには学位授与権が無く、提携(affiliate)等の形態で関係を持つ大学から学位が授与される。2-2.(2)参照。
- ※5 サーティフィケート、ディプロマ等の非学位の資格は、独立型機関の資格を指す場合が多いが、大学やカレッジも短期の課程の教育資格として、ディプロマやサーティフィケート等を付与することができる。なお、大学補助金委員会(University Grants Commission: UGC)のウェブサイトに、大学におけるディプロマ等の課程について、「UGCはディプロマやサーティフィケートの課程については規定していないが、必要な場合に管轄の、または法で定められた委員会(governing councils /statutory council)による所定の承認を得て、大学もディプロマ等の課程を提供することができる」との記述がある。
UGC. (NA). *Frequently Asked Questions (FAQs)*.
- ※6 人文・社会科学、商学、理学の分野において、通常の学士課程とは別に、優等学士の課程が置かれることがある。

※7 修士課程は、通常、修士論文を課さないコースワークのみの2年制であり、コースワークを修了すれば修士の学位が授与される。一方、研究修士(M.Phil.)課程は、修士課程後の上級の大学院研究課程であり、通常コースワークに加え、論文が課される。

<主な参考文献>

- AICTE. (NA). *Approval Process Handbook 2024-25 to 2026-27*.
- AIU. (1991). *Letter NO. EV/11(354)/91 dated on 25 July 1991*.
- NIOS. (2021). *Bye-laws Governing Examinations and Certification 2012 (Revised and Amended upto 2021)*.
- Government of India. (2014). *Indian Standard Classification of Education (InSCED)*.
- MHRD. (1990). *Resolution, No. F.5-24/90-Sch.3*.
- UGC. (2003). *UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003*.
- UGC. (2003). *UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003*.
- UGC. (2014). *University Grants Commission Specification of Degrees*.
- UGC. (2016). *UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M. Phil./Ph.D. Degree) Regulation, 2016*.
- UNESCO-UNEVOC. (2018). *TVET Country Profile India*.

2. 高等教育機関の種類・設置

2-1. 高等教育機関の基本構成

インドの高等教育機関は、「大学(Universities)」、「カレッジ(Colleges)」、及び「独立型機関(Stand-alone institutions)」で構成され、役割・機能、学位授与権の有無、学位課程を設置できる権限の有無、大学との提携(affiliate)関係の有無によって分類される。大学は、学位授与権を持つ機関であり、主に大学院課程の教育と研究を行うほか、学士課程の教育も行う。カレッジは、自身では学位授与権を持たない機関であり、その多くが大学と提携の関係を持ち、大学が策定したカリキュラムに基づいて主に学士課程の教育を行い、当該課程の修了により、提携関係にある大学から学位等が授与される。独立型機関は、大学との提携関係を持たないゆえ、大学から「独立(stand-alone)」した教育機関と称される。よって学位授与権は持たず、中等教育レベルから大学院レベルまで様々な段階の技術・職業専門教育を行う。ポリテクニク等が独立型機関に分類される。

大学、カレッジ、独立型機関それぞれにおいて、設置者の別により、国立(連邦政府が設置)、州立(州政府が設置)、私立(民間団体が設置)がある。

インド全体の高等教育機関数は58,643機関、うち大学は1,168校、カレッジは45,473校、独立型機関は12,002校であり、全高等教育機関数の約78%、在学者数の約73%をカレッジが占め、インドの高等教育において重要な役割を担っている²。

² Ministry of Education (MoE). (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. pp.7-16.

2-2. 高等教育機関の種類

(1) 大学

大学は UGC 法(1956年)³に基づく教育機関(第2条⁴)で、主に大学院課程の教育・研究を行うほか、学士課程も置く。大学は、連邦議会または州議会における大学設置に関する法律の制定を通じて設置され、国立・州立・私立の設置者別や運営形態別に様々な種類がある。インドではいわゆる大学(Universities)以外にも準大学(同法第3条)等の学位授与権を持つ高等教育機関があり(University level institutions)、それらはすべて「大学」として分類されている。

大学は学位授与権を持ち⁵、学士、優等学士、修士、研究修士(M.Phil.)、博士の学位を授与することができる。インドにおいて学位の授与は、UGC 法第22条により、その権限を与えられた大学または同法により権限を与えられたその他の機関(同法において「大学」として分類される高等教育機関種)にのみ認められており、大学以外の機関が学位を授与することは禁じられている。学位の名称は、UGC 法により連邦政府による事前承認の上、官報の通知によって UGC が特定したものと同条で規定されており、2014年7月時点で、17の分野に129の学位の名称が存在する⁶。

なお、大学は主に学位を授与する課程を提供する教育機関であるが、サーティフィケート、ディプロマ等の資格を取得できる短期の課程や、職業教育志向の学士課程や修士課程が置かれている場合がある(表1の注記3、5参照)。

■ 「大学」の分類

インド教育省の資料⁷によると、「大学」は主に国立(=連邦立)大学(Central university)、州立大学(State university)、私立大学(Private university)、準大学(Institution-deemed-to-be university。「Deemed university」という英語表記、「みなし大学」という日本語表記もみられる)、国家的重要機関(Institute of National Importance)の5つに分類される。このほか、国立・州立・私立の公開大学(Open university)や、機関数は少ないが州法(State Legislature Act)に基づく機関(医学教育機関)、連邦法・州法によって学位授与権を与えられ「大学」に分類されている教育機関がある(表2)。

³ インド憲法に基づき「インドの高等教育の基準の調整と設定」を担う機関である大学補助金委員会(University Grants Commission: UGC)の設置根拠となる、連邦政府が制定した法律。

UGC. (2002). *The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985) and Rules & Regulations under the Act.*

⁴ 「『大学』とは、連邦法(Central Act)、地方法(Provincial Act)、州法(State Act)によって設立または設置されている教育機関であって、本法の規定(regulations)に基づき認定(recognise)される。」(第2条)と規定されている。

⁵ UGC. (2003). *UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003.* 5. Syllabus. 6. Examination and Evaluation. 8. Award of Degrees.

UGC. (2003). *UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003.* 5. Syllabus. 6. Examination and Evaluation. 8. Award of Degrees.

UGC. (2016). *UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M. PHIL./PH.D Degrees) Regulations, 2016.* 7. Course Work. 9. Evaluation and Assessment Methods, minimum standards/credits for award of the degree, etc.

⁶ UGC. (2014). *University Grants Commission Specification of Degrees.*

⁷ MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22. Annexure-2* ほか

表2: 「大学」に分類される機関の種類

種類	概要
国立大学 (Central university)	連邦法に基づき連邦政府によって設置・運営される大学。傘下にカレッジを持つ提携大学と、提携カレッジを持たない単一型大学の2種類の形態がある。
州立大学 (State university)	州法に基づき州政府によって設置・運営される大学。主に州政府の資金で運営されるが、UGC を通じて連邦政府からの財政支援を受けることもある。国立大学と同様に提携大学と単一型大学の2種類の形態がある。
私立大学 (Private university)	州法に基づいて設置され、民間団体が運営する大学。なお、連邦法に基づく私立大学の設置も可能である。
準大学／みなし大学 (Institution-deemed-to-be university / Deemed university)	大学以外の機関(研究所等)のうち一定の条件を満たし、UGC の助言に基づき連邦政府によって「大学に準ずる機関」として認可され、大学相当の権限(学位授与権等)が与えられた機関(UGC 法第3条)。公立(政府が運営)と私立(政府補助型私立、自弁型私立)がある。
国家的重要機関 (Institute of National Importance)	国の経済発展等に貢献する高度技能人材の育成の中心的な役割を果たすため、連邦法により設置され、財政支援を受ける機関。工学、経営学、医学、薬学、科学、建築、デザイン、食品等、分野は多岐にわたる。分野により教育省以外の省庁が所管する。 (例) ・ インド工科大学(Indian Institute of Technology。通称 IIT) ・ インド経営大学院(Indian Institute of Management。通称 IIM) ・ 全インド医科大学(All India Institute of Medical Sciences。通称 AIIMS)
公開大学 (Open university)	遠隔教育を行う大学。国立、州立、私立がある。
州法に基づく機関 (医療系教育機関)	地域の医療体制上の目的で州政府、連邦政府により設置され、大学としての法的位置づけと学位授与権が与えられた教育機関。 ※ 現在確認できる限り、医療系の6機関がある。 (例) ・ Nizam's Institute of Medical Sciences, Hyderabad(テランガーナ州法により設置) ・ Sri Venkateswara Institute of Medical Sciences, Tirupati(アーンドラ・プラデーシュ州法により設置)
その他の 大学に分類される機関	連邦法・州法によって学位授与権が与えられた教育機関。 (例) National Institute of Fashion Technology(連邦法である The National Institute of Fashion Technology Act(2006)により設置)

<主な参考文献>

- ・ MoE. (NA). *University and Higher Education*.
- ・ MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. Annexure-2. ほか
- ・ Shah, P.J. (2015). *Regulatory Structure of Higher Education in India*.
- ・ 渡辺雅幸(2019)「インドにおける学位制度」(南部広孝編『後進国における学位制度の研究』(広島大学高等教育研究開発センター高等教育研究叢書148)に所収)

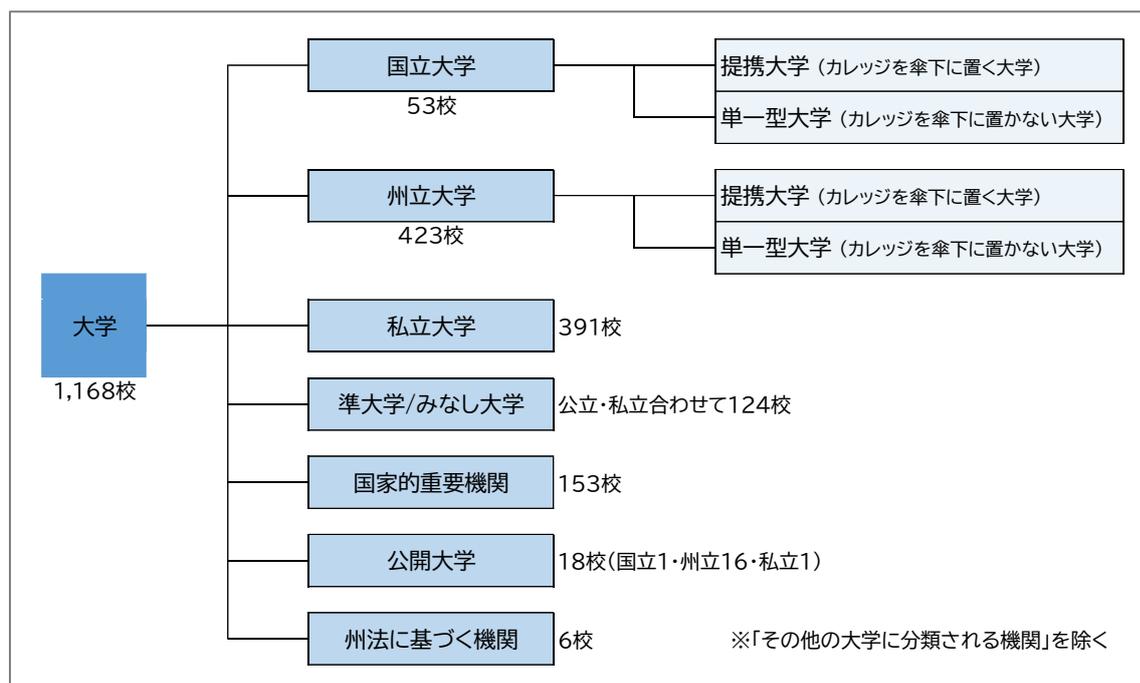


図1: 「大学」に分類される機関種と規模

<主な参考文献>

- MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. p. i 及び Annexure-2.

■ 大学とカレッジの提携関係

UGCの規定により、国立大学と州立大学は傘下にカレッジを置くことができる。一方、私立大学と準大学はカレッジを傘下に置くことが認められていない⁸。傘下にカレッジを置いている状態はカレッジとの「提携 (affiliate)」関係があるとされ、カレッジを傘下に持つ国立または州立大学は「提携大学 (Affiliating university)」、カレッジを傘下に持たない国立または州立大学は「単一型大学 (Unitary university)」⁹と呼ばれる。ただし、単一型大学であっても大学内に「学内カレッジ (Constituent college)」を設置している場合がある。

大学とカレッジの「提携」の手続きとしては、大学との提携関係を希望するカレッジからの申請に基づき大学が審査し、合格した場合に当該カレッジが大学の傘下に置かれる。提携大学は、傘下に置くカレッジの教育内容や運営を監督する責任を持ち、カレッジの学生受入れやカリキュラムの作成・決定、入学試験

⁸ UGC. (2002). *The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985) and Rules & Regulations under the Act*. 12A (1) (b).

UGC. (2003). *UGC (Establishment of and Maintenance of Standards in Private Universities) Regulations, 2003*. 3. Establishment and recognition of Private Universities. 3.2.

UGC. (2010). *UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulations, 2009*.

UGC. (2019). *UGC (Institutions Deemed to Be Universities) Regulations, 2019*. 13.0 Institution Deemed to be University to be Unitary.

なお、国家的重要機関、国立・州立の公開大学、州法に基づく機関、その他の大学に分類される機関がカレッジを傘下に持つことができるかどうかは調査中であるが、教育省による全インド高等教育調査 (AISHE) ウェブサイトのカレッジの一覧によると、国家的重要機関の中にカレッジを傘下に持っている例や、カレッジと提携しているとみられる私立大学がごく少数あり、中央 (連邦政府) の制度 (UGC 法) と実態に差がみられる。

<https://dashboard.aish.gov.in/hedirectory/#/institutionDirectory/universityDetails/C/ALL>

⁹ 「単一型大学」は教育活動も行うが、研究に重点を置いた機関とされる。

Embassy of India, Paramaribo, Suriname. *Higher Education System in India*.

を含む試験の実施、学位の授与を行う¹⁰。一般に提携大学は、大学院や研究所等のある中央キャンパスと、学士課程の教育を中心に行う多数¹¹の小規模カレッジで構成される。

(2) カレッジ

カレッジは、大学が授与する資格(学位またはそれ以外の資格)を得るための課程を提供する機関であり、大学の規則や規制に基づき当該資格の取得のための学修課程を提供する能力があると大学に認められた機関(UGC 法第12条A(b)及び(d))である¹²。大学が大学院課程の教育の提供や研究機能を重視しているのに対し、カレッジは主に学士課程の教育を担っている¹³。カレッジの大半は、国立または州立大学と提携関係を結び大学の傘下に置かれる「提携カレッジ(Affiliated college)」である。また、大学内の一組織として設置される「学内カレッジ(Constituent college または University college と呼ばれる)」等の形態もある¹⁴。

カレッジは、設置者別の種類として国立カレッジ(Central college)、州立カレッジ(State college)、私立カレッジ(Private college)に分かれる。国立カレッジと州立カレッジは、政府の資金によって運営されるという意味で「政府系カレッジ(Government college)」としてまとめられる。一方、私立カレッジには、政府の財政支援を受けるカレッジ(政府補助型私立カレッジ。Private college (aided))と、財政支援を受けないカレッジ(自弁型私立カレッジ。Private college (unaided))がある。

いずれの種類であってもカレッジ自身に学位授与権は無く、提携または関係する大学から学位が授与される。また、大学と同様に、カレッジにもディプロマ等の資格を取得できる短期の課程や、職業教育志向の学士課程や修士課程が置かれている場合がある(表1の注記3、5参照)。カレッジの設置には立法は必要とされず、提携または関係する大学の判断(審査と認可)に基づき設置される。

提携カレッジ、学内カレッジの学生は、提携または関係する大学が管理する選抜試験により入学し、大学が作成・決定したカリキュラムに沿って学修し、大学が監督する試験を受け、所定の学位課程を修了すると大学から学位が授与される¹⁵。

¹⁰ UGC. (2002). *The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985) and Rules & Regulations under the Act.*

UGC. (2010). *UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulations, 2009.*

¹¹ 佐々木(2017)によれば、一つの提携大学が傘下に置くカレッジの数は100校以下が過半数であるのに対し、数百校の提携カレッジを持つ大学もある。なかには、World Education Services (WES)によればウツタル・プラデーシュ州の Chhatrapati Shahu Ji Maharaj Kanpur University のように1,276(2017年)の提携カレッジを傘下を持つ大学もある。

佐々木宏(2017)「インド高等教育の発展動向-高等教育機関データベース All India Survey on Higher Education の検討(資料)」。『アジア経済』58巻(2017)1号。

World Education Services (WES). (2018). *Education in India. World Education News + Reviews.*

¹² UGC. (2002). *The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985) and Rules & Regulations under the Act.*

¹³ ただし、カレッジにも修士課程が置かれることがあるほか、UGCの規定を満たせば、さらに上位の課程(研究修士課程、博士課程)を置くこともできる。

Agarwal, Pawan. (2009). *Indian Higher Education.* Sage Publications. p. 313.

UGC. (2016). *UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M. PHIL./PH.D Degrees) Regulations.* 10. Academic, Administrative and infrastructure requirement to be fulfilled by Colleges for getting recognition for offering M. Phil./Ph.D. programmes.

¹⁴ UGC. (2002). *The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985) and Rules & Regulations under the Act.*

MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22. Annexure-2.*

¹⁵ UGC. (2010). *UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulation, 2009.* Definitions: In these Regulations: 2.2 “college.”

カレッジの数はインド全体で45,473校¹⁶と非常に多く、インドの高等教育において重要な役割を果たしている。また、約半数は地方部に設置されており、地方における高等教育への需要を満たす上で大きな役割を果たしている。カレッジの多くが非常に小規模である点もインドのカレッジの特徴とされる¹⁷。

なお、提携カレッジ及び学内カレッジは、UGC による審査を経て「自治カレッジ(Autonomous college)」になることができる。自治カレッジには、カレッジ自身に学生受入れ、カリキュラム、試験等についての決定権が与えられる。ただし、自治カレッジであっても学位授与権はなく、学位は提携または関係する大学から授与され、学位証書に大学名とともに自治カレッジの名称が記載される¹⁸。

(3) 独立型機関

大学との提携関係を持たず、主に特定の専門分野の技術・職業専門教育を担う高等教育機関は総称して「独立型機関(Stand-alone institution)」と呼ばれる。ポリテクニク等の技術教育機関、教員養成機関、看護師養成機関、連邦または州の様々な省庁の直接の管理下にある機関、経営学におけるポスト・グラデュエートディプロマレベルの教育を行う機関(ビジネススクール)、医療補助(Paramedical)分野の教育を行う機関、ホテル経営・ケータリング技術に関する教育を行う機関がこれに分類される¹⁹。

独立型機関は12,002校あり、高等教育機関総数の約20%に当たる。うち、技術教育機関、教員養成機関、看護師養成機関がそれぞれ3,000校以上ある。独立型機関全体の学生数は約207万人で、うち技術教育機関の学生数が約7割を占める(約142万人)²⁰。

独立型機関では、サーティフィケート、ディプロマ、ポスト・グラデュエートディプロマ等の非学位の資格を授与する課程を置くことができ、分野や課程によって、後期中等教育レベル、中等後・非高等教育レベル、短期高等教育レベル、修士レベルといった様々なレベルの技術・職業専門教育が行われる²¹。

独立型機関の教育内容や学校運営、資格授与に関しては、当該専門分野の規制機関、州政府、関係省庁による規制・監督を受ける。学生受入れ、カリキュラム作成、試験の実施については、規制機関等の規制内容に基づき独立型機関が担う。

¹⁶ Ministry of Education (MoE). (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. pp.7-16.

¹⁷ 例えば佐々木(2017)は、カレッジの43%は単一のプログラムしか持たない小規模の教育機関であり、在籍者数が200人に満たないカレッジが全体の41%を占めること、また、こうした単一プログラムのカレッジのうち、80%は私立のカレッジであると述べている。

佐々木宏(2017)「インド高等教育の発展動向-高等教育機関データベース All India Survey on Higher Education の検討(資料)」。『アジア経済』58巻(2017)1号. p.80.

¹⁸ UGC. (2018). *University Grants Commission (Conferment of Autonomous Status Upon Colleges and Measures for Maintenance of Standards in Autonomous Colleges) Regulations, 2018*. (3. Role/Terms and Conditions of an Autonomous College, 3.4).

¹⁹ MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. pp.14-15, Table 9, Annexure-2.

²⁰ なお、ここに示す機関数は下記調査での調査対象機関数(登録数)であり、学生数は調査対象機関からの回答(回答率約88%)の集計値である。

MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. Table 9, Annexure-2.

²¹ Government of India. (2014). *Indian Standard Classification of Education (InSCED)*.

MoE. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*. Annexure-2.

3. 高等教育の質保証制度等

3-1. 質保証制度の概略

インドの高等教育質保証制度は、設置の認可、規制(基準の設定と維持)²²、外部質保証、及び内部質保証で構成される。

(1) 設置の認可と規制(基準の設定と維持)

1950年に施行されたインド憲法は、第7附則において連邦と州の大学の設置等に関する立法権を定めており、国立大学と国家的重要機関は連邦法に基づき、州立大学と私立大学は州法に基づき設置される。準大学は、大学補助金委員会(UGC)法(1956年)に基づき連邦政府が認可している。カレッジは提携する大学の判断に基づき設置され、独立型機関は各専門分野の規制機関の規則に基づき設置される。

1956年に人的資源開発省(MHRD。現・教育省)の下に設置された UGC は、高等教育の規制(基準の設定と維持)とともに、高等教育機関への連邦予算の配分を担っている。UGC が設定・維持する高等教育に関する基準の範囲は、施設、教育内容、教員採用、財政、試験、研究等、多岐にわたり²³、最低要件等を定めてすべての高等教育機関に遵守を求めている。高等教育機関による規制の遵守は、予算配分と連動している。

また、技術・職業専門教育の規制を担う機関として、全インド技術教育評議会(All India Council for Technical Education: AICTE)、インド農業研究評議会(Indian Council of Agricultural Research: ICAR)、インド看護審議会(Indian Nursing Council: INC)等、14の専門分野別規制機関がある²⁴。

高等教育機関の規制については、連邦政府が基準の設定による教育水準の維持等を担うとともに、各州の高等教育機関に対する助成を行う一方²⁵、州政府は個別の高等教育機関の設置、運営を通じて規制を行う²⁶ ²⁷。本節では、連邦政府の取組について述べる。

■ 歴史的経緯

UGC が創設された1950年代は、インドの高等教育機関数は限られ、進学できる学生も限られていた。その後、高等教育の需要拡大を受けて、各州において州立大学・私立大学の設置が急速に進み、また州立大学と提携する州立・私立カレッジの新設が進んだ²⁸が、このことは高等教育の質への懸念につながった。

²² インドの質保証制度においては、「規制」は「基準の設定と維持」を意味すると理解されている。これはインド憲法第7附則における「連邦政府は高等教育機関の基準の調整と設定(co-ordination and determination of standards)を担う」との規定の下、連邦機関である UGC が規制を行っており、また UGC の機能を定めた UGC 法第12条「大学補助金委員会の機能」において、UGC の機能の一つが「大学における教育、試験及び研究における基準の設定と維持(determination and maintenance of standards of teaching, examination and research in Universities)」と規定されているためである。この規定を根拠としてUGCは各種の規制(Regulations)を実施している。

²³ UGC. (NA). *UGC Mandate*. また UGC 創設以来の経緯や機能については、Sharma, Kavita, A. (2013). *Sixty Years of the University Grants Commission*. に詳しい。

²⁴ UGC. *Professional Councils*.

²⁵ Sharma, Kavita, A. (2013). *Sixty Years of the University Grants Commission*. p.40.

²⁶ Bhushan, Sudhanshu and Verma, Ankita. (2017). *Quality Assurance in Higher Education - An Indian Experience*. p. 54.

²⁷ Tilak, J.B.G. (2017). *Union-State Relations in India's Higher Education*. p.30.

²⁸ Varghese, N.V. (2015). *Challenges of Massification of Higher Education in India*. pp.3-7.

高等教育機関数、在学者数は大幅な増加の一途をたどったが²⁹、1980年代から90年代にかけて、新設大学やカレッジの中には、施設面に不十分さが見られる機関や、UGC が定める高等教育の基準を下回るといった機関が多数見られるようになった^{30 31}。これを受けて連邦政府は、1986年の「国家教育政策1986(NPE1986)」及び1992年の「NPE1986に関する行動計画1992」において、UGC 等の連邦機関を通じて高等教育機関に対する規制を強化し、施設面での基準を満たせない機関に対しては、適切な財政上の支援を行う方法を検討するべきであるとした³²。その後も教育の質の低下を懸念する UGC 等の規制機関は、高等教育機関に対して、施設面での最低要件や教員の質、雇用に関する規制等、様々な基準を満たすように求めてきた³³。一方でこうした規制については、煩雑な書類手続きが必要となり、重複する手続内容も多いことから、高等教育機関にとって過度の負担となっていること、また、高等教育機関の自主的な改革や創造性を阻害し、非効率であるとの指摘がなされてきた³⁴。

(2) アクレディテーションの導入

「NPE1986に関する行動計画1992」では、高等教育機関の卓越性(excellence of institutions of higher education)を重視し、高等教育機関の質を高めるために、教育機関が自己評価・自己改善を行うことの重要性が指摘され、それらを促進するためのシステムとしてアクレディテーション制度の導入が提言された³⁵。

これを受け、1994年に国家評価アクレディテーション審議会(National Assessment and Accreditation Council:NAAC)が設立された。また、技術教育分野のアクレディテーションを行う機関として1994年に国家アクレディテーション理事会(National Board of Accreditation:NBA)、農業分野のアクレディテーションを行う機関として1996年に国家農業教育アクレディテーション理事会(National Agricultural Education Accreditation Board:NAEAB)が設置された。2012年には機関別アクレディテーションの受審が義務化されている³⁶。また、NAAC が行う機関別アクレディテーションで認定を得ることは、UGC をはじめとする連邦予算による財政支援の要件となっている。

一方、アクレディテーションの受審率は大学が約70%、カレッジが約30%と低く、課題となっている³⁷。これは、近年増加する州立大学及び州立・私立の提携カレッジについては州予算や学生からの授業料で運

²⁹ Varghese(2015)は、インドの高等教育の拡大は、①1950-70年の機関数の急増とエリート層を中心とした限定的な高等教育へのアクセス期、②1970-90年の在学学生数の増加率の減少期、③1990年以降の再度の在学学生数の大規模増加期の3つの時期に分けることができるとしている。

³⁰ 例えば、「NPE1986に関する行動計画1992」は、基準を下回る高等教育機関に関する懸念を表明しつつ、「(当時の高等教育機関の総数に当たる)150の大学と5,000のカレッジの多くに対しては、質と基準を維持するための最低限のインフラが与えられてこなかった(※カッコ書きは当機構による補足)」と指摘した。

MHRD. (1992). *National Policy on Education 1986: Programme on Action 1992*. p. 42.

³¹ Tilak, J. B. G. (2017). *Union-State Relations in India's Higher Education*. pp. 30-31.

³² MHRD. (1992). *National Policy on Education 1986: Programme on Action 1992*. pp. 42-43.

³³ Sharma, Kavita, A. (2013). *Sixty Years of the University Grants Commission*. pp. 218-222. また、UGC が定める各種の規制については、UGC のウェブページ(<https://www.ugc.gov.in/regulations>)より閲覧できる。

³⁴ MHRD. (2008). *Report of the Committee to Advice on 'Renovation and Rejuvenation of Higher Education' (Prof. Yashpal Committee Report)*. pp. 50-51.

³⁵ MHRD. (1992). *National Policy on Education 1986 Programme on Action 1992*. pp. 49-50.

³⁶ UGC. (2012). *The UGC (Mandatory Assessment and Accreditation of Higher Educational Institutions) Regulations, 2012, 4*.

³⁷ 下記①に記載された大学、カレッジの全機関数と下記②に記載されたアクレディテーションを受審した機関数データを基に算出。

① MoE. (2020). *All India Survey on Higher Education 2019-20*. I.

② NAAC. (2022). *Total Number of Accreditations (Status as on 21/06/2022)*.

営されている機関が多く、ア krediteーションの認定によって得られる連邦予算からの助成に対するインセンティブが低いことが一因とされる^{38 39}。

NAAC による機関別ア krediteーションと連動して、内部質保証の仕組みの整備も進められた。ア krediteーション受審後の質の改善・向上の取組を促進する学内組織となることを目的として、2007年以降 NAAC の主導により、各大学やカレッジにおいて、「内部質保証セル (Internal Quality Assurance Cells: IQAC)」の設置が進められた。現在、UGC、NAAC、AICTE によって、すべての大学とカレッジでの IQAC の設置が求められている。

なお、国家的重要機関の一つであるインド工科大学 (IIT) は各校間で独自の評価を行っており、NAAC のア krediteーションを受審する必要がなかった。今後は他の高等教育機関と同じア krediteーションのプロセスに含めることが検討されている⁴⁰。

(3) ア krediteーション機関とア krediteーションの仕組み

以下は、主なア krediteーション機関である。(※他のア krediteーション機関については調査中)

- 国家評価ア krediteーション審議会 (National Assessment and Accreditation Council: NAAC)
 - 大学 (国立大学、州立大学、私立大学、準大学、国家的重要機関)、カレッジ (提携カレッジ、学内カレッジ、自治カレッジ) に対する機関別のア krediteーションを行う。
- 国家ア krediteーション理事会 (National Board of Accreditation: NBA)
 - 技術分野 (工学・科学技術、経営、薬学、建築学・応用美術工芸、コンピュータ利用技術、ホテル経営・ケータリング技術) のプログラム (学士課程、大学院課程、ディプロマ) のア krediteーションを行う。対象機関は大学 (国立大学、州立大学、私立大学、準大学、国家的重要機関)、カレッジ (提携カレッジ、学内カレッジ、自治カレッジ)。機関別ア krediteーションは行わない。
- 国家農業教育ア krediteーション理事会 (National Agricultural Education Accreditation Board: NAEAB)
 - 農業及び農業関連分野 (獣医学、水産、園芸) の大学、カレッジ、学位プログラムのア krediteーションを行う。対象機関は農業大学及び農業大学と提携等の関係をもつカレッジ、総合大学の農業カレッジ・農業プログラム。

³⁸ The Indian Express. (March 18, 2018). *Why 60 per cent colleges in Maharashtra don't have NAAC grading.*

³⁹ 伸び悩むア krediteーション受審率の問題を受けて、NAAC はア krediteーション受審率の向上を目指した新制度の導入に取り組んでいる。2022年2月には、カレッジを対象として機関設置1年後から受審できる、暫定ア krediteーション (Provisional Accreditation for Colleges: PAC) の導入を発表している。PAC は通常のア krediteーションと比較して、より簡便な10の定量的質問項目と15の定性的質問項目によって審査が行われる。PAC で「暫定認定 (Provisionally Accredited, PAC 制度における実質的な“認定”に該当する)」とされた場合、その資格は2年間有効であり、2回まで受審が可能となる。またその後は通常のア krediteーション受審へと移行するシステムとなっており、カレッジに対する通常のア krediteーション受審を後押しし、受審率の向上を狙っている。PAC のガイドラインについては、NAAC のウェブページに掲載されている (※2025年3月25日現在アクセス不可)。

⁴⁰ MoE. (2023). *Transformative Reform for strengthening periodic assessment and accreditation of all higher education institutions in India.* p.15.

The Times of India. (June 1, 2023). *Radhakrishnan Committee suggests inclusion of IITs in the formal accreditation system.*

■評価手順、評価結果等

アクレディテーションは、アクレディテーション機関が設定する評価基準・評価項目に沿って、評価(大学関係者等の外部評価委員によるピア評価)が行われる。

評価結果は、NAAC では8段階の評点・評語(A⁺⁺、A⁺、A、B⁺⁺、B⁺、B、C、D。D は不認証)、NBA は認証／不認証の2種類、NAEAB は5段階の評点・評語(A⁺、A、B、C、Nil。Nil は不認証)で示される。

不認証の場合、UGC の高等教育機関リストからの抹消(NAAC)、資金援助の停止等の措置がとられる。

<評価基準・項目等>

- NAAC : *Guidelines to Peer Team (Assessors), Institutional Accreditation, Manual for Self-Study Report, Universities*
※ NAAC のウェブサイトは、2025年3月25日現在アクセス不可。
- NBA : プログラム別アクレディテーションのマニュアル
<https://www.nbaind.org/publications>
- NAEAB : *Guidelines for Accreditation of Higher Agricultural Educational Institutions in India*
https://icar.org.in/sites/default/files/2023-02/2009_1569835023514.pdf

<評価結果掲載サイト>

- NAAC : 各受審機関のウェブサイト
- NBA : <https://www.nbaind.org/Accreditationprogram>
各受審機関のウェブサイト
- NAEAB : <https://icar.org.in/status-naeab-accredited-agricultural-universitiescolleges-programmes-1-april-2021> (2021)
<https://icar.gov.in/node/11802> (2019)
各受審機関のウェブサイト

(4) 高等教育質保証制度の抜本的な見直し

インドの高等教育質保証については、制度が整備される一方で、課題も指摘されてきた。

2020年に発表された「国家教育政策2020(NEP2020)」では、長年課題となってきた質保証について、「高等教育機関にとって、質保証は数十年にわたって過重な業務であったが、質向上の効果は限定的であった。高等教育機関の再活性化のためには、質保証システムの抜本的な見直しが必要である」と指摘・提言されている⁴¹。

⁴¹ MHRD. (2020). *National Education Policy 2020*. pp.46-48.

3-2. 高等教育機関のランキング

連邦教育省が実施するインド独自の高等教育機関のランキングとして、「国家機関別ランキングフレームワーク(National Institutional Ranking Framework:NIRF)」があり、毎年、結果報告書(India Rankings)が公表される。2018年以降、すべての国立高等教育機関の参加が義務付けられ、2021年には州立・私立の機関を含め約6,000の機関が参加している。高等教育機関全体の総合ランキングとともに、大学／カレッジ／専門分野別のランキングもある。

<https://www.nirfindia.org/home>

参考文献

- 本資料の作成に当たり、本編脚注及び図表に記載の文献を含む以下の文献を参考にした。また、各機関のウェブサイトについては、以下に記載していないウェブページも参照した。
- ウェブサイト掲載資料は特段記載がない限り、全て2025年3月25日最終アクセス。
- このほか、本資料は以下を通じて得られた情報も参考に作成した。
 - ・ インドの高等教育に関する有識者との会議(2021年12月20日、2022年3月10日・6月28日)
 - ・ NIC-Japan セミナーシリーズ「インドの教育制度・高等教育資格」(2024年12月16日開催)
https://www.nicjp.niad.ac.jp/news/NICseminar_IND_report.html

1. 一次資料

(1) 連邦教育省(※2019年まで人的資源開発省)

- Ministry of Human Resource Development. (1968). *National Policy on Education 1968*.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/NPE-1968.pdf
- Ministry of Human Resource Development. (1990). *Resolution, No. F.5-24/90-Sch.3*.
<https://nios.ac.in/media/documents/NIOS%20in%20gazette%20of%20india.pdf>
- Ministry of Human Resource Development. (1992). *National Policy on Education 1986 Programme on Action 1992*.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/upload_document/npe.pdf
- Ministry of Human Resource Development. (1998). *National Policy on Education 1986 (As modified in 1992) with National Policy on Education, 1968. 3. 3*.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/NPE86-mod92.pdf
- Ministry of Human Resource Development. (2008). *Report of the Committee to Advice on 'Renovation and Rejuvenation of Higher Education' (Prof. Yashpal Committee Report)*, pp.50-51.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/YPC-Report_0.pdf
- Ministry of Human Resource Development. (2014). *Indian Standard Classification of Education (InSCED)*.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics/InSCED2014.pdf
- Ministry of Education. *National Institutional Ranking Framework*.
<https://www.nirfindia.org/home>
- Ministry of Education. *University and Higher Education*.
<https://www.education.gov.in/university-and-higher-education>
- Ministry of Education. (2020). *National Education Policy 2020*.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NEP_Final_English_0.pdf
- Ministry of Education. (2020). *All India Survey on Higher Education 2019-20*.
<https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s392049debbe566ca5782a3045cf300a3c/uploads/2024/02/20240214752661331.pdf>
- Ministry of Education. (2023). *Transformative Reforms for Strengthening Assessment and Accreditation of Higher Education Institutions in India*.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/reforms_moe.pdf
- Ministry of Education. (2024). *All India Survey on Higher Education 2021-22*.
<https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s392049debbe566ca5782a3045cf300a3c/uploads/2024/02/20240719952688509.pdf>

(2) 連邦司法・公正省

- Ministry of Law and Justice. (2024). *The Constitution of India [As on 1st May, 2024]*.
<https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s380537a945c7aaa788ccfcdf1b99b5d8f/uploads/2024/07/20240716890312078.pdf>

(3) 大学補助金委員会

- University Grants Commission. *Frequently Asked Questions (FAQs)*.
<https://www.ugc.gov.in/pdfnews/FAQs.pdf>

Briefing on India: Higher Education and Quality Assurance Systems

- University Grants Commission. *Mandate*.
<https://www.ugc.gov.in/Aboutus/Mandate>
- University Grants Commission. *Professional Councils*.
https://www.ugc.gov.in/UGCofficials/Professional_Councils
- University Grants Commission. (2002). *The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985) and Rules & Regulations under the Act*.
https://www.ugc.gov.in/oldpdf/ugc_act.pdf
- University Grants Commission. (2003). *UGC (Establishment of and Maintenance of Standards in Private Universities) Regulations, 2003*.
https://www.ugc.gov.in/oldpdf/regulations/establishment_maintenance.pdf
- University Grants Commission. (2003). *UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003*.
https://www.ugc.gov.in/oldpdf/regulations/firstdegree_regulation.pdf
- University Grants Commission. (2003). *UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003*.
https://www.ugc.gov.in/oldpdf/regulations/masterdegree_regulation.pdf
- University Grants Commission. (2010). *UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulations, 2009*.
<https://www.ugc.gov.in/oldpdf/regulations/AffiliationofCollegesbyUniversitiesregulation.pdf>
- University Grants Commission. (2012). *The UGC (Mandatory Assessment and Accreditation of Higher Educational Institutions) Regulations, 2012*.
https://www.ugc.gov.in/pdfnews/8541429_English.PDF
- University Grants Commission. (2014). *University Grants Commission Specification of Degrees*.
https://www.ugc.gov.in/pdfnews/1061840_specification-of-degrees-july-2014.pdf
- University Grants Commission. (2016). *UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M.PHIL./PH.D Degrees) Regulations*.
[https://www.ugc.gov.in/pdfnews/4952604_UGC-\(M.PHIL.-PH.D-DEGREES\)-REGULATIONS,-2016.pdf](https://www.ugc.gov.in/pdfnews/4952604_UGC-(M.PHIL.-PH.D-DEGREES)-REGULATIONS,-2016.pdf)
- University Grants Commission. (2018). *University Grants Commission (Conferment of Autonomous Status Upon Colleges and Measures for Maintenance of Standards in Autonomous Colleges) Regulations, 2018*.
https://www.ugc.gov.in/pdfnews/2838506_182734.pdf
- University Grants Commission. (2019). *UGC (Institutions Deemed to Be Universities) Regulations, 2019*.
https://www.ugc.gov.in/pdfnews/1295001_DEB-Regulation-2019.pdf

(4) 質保証関連機関

- All India Council for Technical Education (NA). *Approval Process Handbook 2024-25 to 2026-27*.
<https://aicte-india.org/sites/default/files/approval/APH%20Final.pdf>
- National Assessment and Accreditation Council. (2022). *Total Number of Accreditations (Status as on 21/06/2022)*.
- National Assessment and Accreditation Council. (2022). *Provisional Accreditation for Colleges, Manual*.
※National Assessment and Accreditation Council のウェブサイトは2025年3月25日現在アクセス不可。
- National Agricultural Education Accreditation Board
<https://icar.org.in/national-agricultural-education-accreditation-board-1>
- National Board of Accreditation
<https://www.nbaind.org/Home>

(5) その他

- Association of Indian Universities. (1991). *Letter NO. EV/11(354)/91 dated on 25 July 1991*.
<https://www.nios.ac.in/govtcircular.aspx>
- Embassy of India, Paramaribo, Suriname. *Higher Education System in India*.
<https://www.indembassysuriname.gov.in/pages.php?id=71>

Briefing on India: Higher Education and Quality Assurance Systems

- ・ National Institute of Open Schooling. (2021). *Bye-laws Governing Examinations and Certification 2012 (Revised and Amended upto 2021)*.
https://www.nios.ac.in/media/documents/Bye_laws_Governing_Examinations_Certification_2012_amended_010222022.pdf

2. 二次資料

(1) 日本語文献

- ・ 佐々木宏(2017)「インド高等教育の発展動向-高等教育機関データベース All India Survey on Higher Education の検討(資料)」『アジア経済』58巻1号、pp.73-96
<https://ir.ide.go.jp/records/48922>
- ・ ジャヤラム, N.(2006)「インドの高等教育-大衆化と変化」P.G.アルトバック、馬越徹編『アジアの高等教育改革』玉川大学出版部
- ・ ティラック, J.B.G.(2004)「インドの高等教育-新たな波と政策の展開-」P.G.アルトバック編、森利枝訳『私立高等教育の潮流』玉川大学出版部、pp.107-134
- ・ 文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):インド」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_001_1.pdf
- ・ 渡辺雅幸(2019)「インドにおける学位制度」南部広孝編『後進国における学位制度の研究』(広島大学高等教育研究開発センター高等教育研究叢書148)、pp.57-68
<https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047543>
- ・ 渡辺雅幸(2022)『連邦制国家インドにおける高等教育の展開』東信堂

(2) 英語文献

◆研究論文等

- ・ Agarwal, Pawan. (2009). *Indian Higher Education*. Sage Publications.
- ・ Bhushan, Sudhanshu and Verma, Ankita. (2017). “Quality Assurance in Higher Education – An Indian Experience”. Shah, Mahsood and Quyen-Do, T.N. *The Rise of Quality Assurance in Asian Higher Education*. Chandos Publishing. pp.51-66.
- ・ Sharma, Kavita, A. (2013). *Sixty Years of the University Grants Commission*. University Grants Commission.
https://www.ugc.gov.in/pdfnews/5178844_60-year-book-complete.pdf
- ・ Shah, P.J. (2015). *Regulatory Structure of Higher Education in India*. International Growth Centre, London School of Economics and Political Science.
<https://www.theigc.org/sites/default/files/2015/11/Shah-2015-Working-paper.pdf>
- ・ Tilak, J.B.G. (2017). *Union-State Relations in India's Higher Education*. National University of Educational Planning and Administration.
- ・ Varghese, N.V. (2015). *Challenges of Massification of Higher Education in India*. Centre for Policy Research in Higher Education, University of Educational Planning and Administration.

◆その他の文献

- ・ The Indian Express. (March 18, 2018). *Why 60 per cent colleges in Maharashtra don't have NAAC grading*.
<https://indianexpress.com/article/education/why-60-per-cent-colleges-in-maharashtra-dont-have-naac-grading-5101703/>
- ・ The Times of India. (June 1, 2023). *Radhakrishnan Committee suggests inclusion of IITs in the formal accreditation system*.
<https://timesofindia.indiatimes.com/education/news/radhakrishnan-committee-suggests-inclusion-of-iits-in-the-formal-accreditation-system/articleshow/100669847.cms>
- ・ UNESCO-UNEVOC. (2018). *TVET Country Profile India*.
https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldevtdatabase_ind_en.pdf
- ・ World Education Services. (2018). *Education in India. World Education News + Reviews*.
<https://wenr.wes.org/2018/09/education-in-india>